

第26号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 4 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月30日

府中市長 高野 律 雄

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

府中市都市計画税条例（昭和31年6月府中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項、第23項、第24項、第28項から第31項まで又は第33項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第27項から第30項まで又は第32項」に改める。

付則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改める。

付則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改める。

付則第8項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第9項から第12項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第13項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第15項及び第16項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第19項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第44項、第45項、第48項若しくは第50項」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第38項、第39項、第42項若しくは第44項」に、「第33項」を「第32項」に、「又は法」を「又は」に改める。

付則第20項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第21項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の府中市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。